備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

**様式第７**（第12条関係）

再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
報告者　住　所　（〒　　）
（ふりがな）
氏　名　　印
（法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

担当地方局（注１）

対象設備
設備名称　　設備ＩＤ
所在地
発電出力

設備設置・運転費用一覧（注２）

| 費目（総括） | 費用（詳細） | 金　額 | 費用の説明 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 資本費 | 設計費（注３） | | | |
| | 設備費（注４） | | | |
| | 工事費（注５） | | | |
| | 接続費用（注６） | | | |
| | その他（注７）<br>合　計 | | | |
| 運転維持費(年間) | 人件費 | | | |
| | 修繕費 | | | |
| | 土地の賃借料 | | | |
| | 業務分担費（一般管理費） | | | |
| | 燃料費（注８） | | | |
| | 水利利用料(注９) | | | |
| | その他 | | | |
| | 合　計 | | | |

発電量・所内率・売電量

| | |
|---|---|
| 発電量（年間） | kWh |
| 所内率 | % |
| 売電量（年間） | kWh |

（注１）　届出書を提出する担当地方局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注２）　提出設備数が複数となる場合には、同じ表を追加し、設備の概要を記載すること。
なお、10kW未満の小規模太陽光発電設備の場合で、国（太陽光発電普及拡大センター（Ｊ－ＰＥＣ））が行う住宅用太陽光発電導入支援補助金の受理決定を受けて、住宅用太陽光発電システムを設置するものについては、それをもって資本費等の確認ができるため、本報告は不要とする。

（注３）　設備導入事業に必要な機械装置等の設計費を記載すること。風力発電や地熱発電の調査費用（地表調査等）は含まない。

（注４）　設備導入事業に必要な機械装置等の購入、製造等に必要な経費を記載すること。太陽光発電については、太陽光パネル、パワーコンディショナー等周辺設備、架台それぞれの費用について記載すること。風力発電については、風車本体（風力発電機やタワーや変電設備等周辺機器を含む）について記載すること。水力発電については、水車本体（水車発電機や変電設備等周辺設備を含む）及び土木工事費について記載すること。地熱発電については、地熱発電本体、調査井、生産井、還元井、輸送管及び変電設備等周辺設備について記載すること。バイオマス発電については、バイオマス発電設備（バイオマス受入供給設備、ボイラ、タービン・発電機、排ガス処理設備、排水処理設備、電気・計装設備、通風設備等を含む）について記載すること。
なお、バイオマス発電設備については、メタン発酵設備や廃棄物処理設備等、発電に直接関係ない設備の費用については、含めないこと。

（注５）　土地の造成費用、道路敷設費用（特に風力発電及び地熱発電の場合）、基礎工事費用、据付工事費用、電気工事費用、配管工事費用、附帯工事費用等を記載すること。

（注６）　当該発電所から電気事業者の電気工作物までの電源線、及び敷設費用等をいう。

（注７）　その他の費用がある場合は、項目欄を追加してその費目ごとに金額を記載すること。特に、廃棄費用については、想定している額がある場合は記載すること。また、地熱発電については、追加井の掘削を行った場合は、その費用を記載すること。

（注８）　燃料費については、バイオマス発電の場合で、使用する全てのバイオマス燃料を記載すること。逆有償の場合は、受取額を記載すること。

（注９）　水利利用料については、水力発電で該当する場合に記載すること。

備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。